

## 平成30年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成30年12月14日（金）午後2時～4時
開催場所	北区役所 第一庁舎4階 第一委員会室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約管財主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 総務部長挨拶</li> <li>3. 議事           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度上半期 契約締結状況について</li> <li>(2) 平成30年度上半期 審議案件について               <ol style="list-style-type: none"> <li>①希望制指名競争入札（3件）</li> <li>②指名競争入札（1件）</li> <li>③随意契約（特命随意契約）（3件）</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. その他</li> </ol> <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日 総件数 1,497 件、制限付一般競争入札 7 件、総合評価方式入札 2 件、希望制指名競争入札 538 件、指名競争入札 125 件、随意契約（特命随意契約・入札後随意契約・落札後辞退による随意契約・見積合） 825 件
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札契約方式別発注総括表</li> <li>2. 入札契約方式別抽出案件一覧</li> <li>3. 審議案件資料</li> <li>4. 各報告事項</li> </ol>
審議案件	合計 7 件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

## 平成30年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

### 1. 平成30年度上半期 契約締結状況について

事務局が平成30年度上半期の契約締結状況を報告。平均落札率は91.4%であった。

### 2. 平成30年度上半期 審議案件7件について

事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。

#### (1) 希望制指名競争入札 (3件)

- ① 「稲付中学校新築に伴う厨房機器の購入」
- ② 「赤羽駅東口公衆トイレ改修機械設備工事」
- ③ 「西が丘小学校校庭改修工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・①について 厨房機器の耐震固定をどのように実施しているか。</p> <p>・民間の契約では、例えば、新規店舗を開設する際などに、納入業者が複数の冷蔵庫を購入するようなケースで、うち1台を無料で納入するような商慣習がある。本件では、冷蔵庫を5台購入していると資料に記載があるが、民間の契約と同様に1台無料にするといった取扱いがあったか。</p> <p>・②について 6月に行った最初の入札において、1回目の入札で全者が予定価格を超過し、2回目の入札で4者が辞退、残った1者も予定価格超過のため、随意契約交渉を行ったものの価格が折り合わず不調打ち切りとなり、今回8月に改めて入札を行ったと事務局から説明があった。今回の入札は、前回入札時の設</p>	<p>・耐震固定が必要な物品については、適切に固定されていることも含めて納品検査の対象としており、本件も、適切に固定されているものである。</p> <p>・区の物品購入契約においては、契約外の物品を納入することはない。従って、今回の案件のように複数の冷蔵庫を購入するような場合においても、1台無料とするという取扱いはない。</p> <p>・担当主管課において、設計内容等の見直しを行い、再度起工の上、入札を実施したものである。</p>

<p>計内容などを変えたうえで改めて実施したのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希望制指名競争入札における業者選定について        予定価格 2000 万円以上の工事請負や物品購入については、希望業者について入札等審査委員会での審議を経て入札参加業者を選定すると事務局より説明があった。また、この予定価格以下の案件では、希望業者について、契約担当課が選定を行っているとして事務局より説明があった。契約担当課ではどのように入札参加業者の選定を行っているのか。</li> <li>入札等審査委員会での審査を経て入札参加業者を選定することは合理性があると思われるが、契約担当課による選定では裁量が働かないか選定されなかった事業者に疑念を持たれるおそれや、不公平さを指摘されると思われるので、裁量が入らない、疑いの余地のない制度を検討すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事請負については、「東京都北区工事等競争入札発注基準」及び「東京都北区工事等指名業者選定基準」物品購入、委託等は「東京都北区物品等指名競争入札参加者指名基準」に基づき、業者選定を行っている。</li> <li>前述の基準に則り、様々な視点から公正性等を踏まえながら、総合的に検討を行っている。        今後も更なる公平性、透明性の確保を図るため、業者選定に裁量の入らない、疑いの余地のない制度の確立については、研究課題とさせていただきたい。</li> </ul>
---	--

(2) 指名競争入札 (1 件)

④「豊島七丁目付近下水道再構築工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>④について            本件は、当初平成 29 年 8 月 29 日及び同 11 月 16 日に制限付一般競争入札の結果、双方とも全者辞退のため不調打ち切りとなり、翌平成 30 年 4 月 2 日から同 13 日まで改めて制限付一般競争入札案件として業者を募ったが、申込者が 1 者のため公告の規定に基づき、中止とし、指名競争入札に切り替えて実施したと事務局より説明があった。その唯一の申込者が今回の落札者ということによいか。このような入札結果について、区は競争性の確保について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の落札者は、制限付一般競争入札の公告に応募した唯一の業者である。本件下水道再構築工事については、都から委託を受けて区が発注するものであるが、都の下水道工事案件と比較して規模が縮小される一方、専任技術者が長期間拘束されるなど、事業者にとってメリットを享受しにくい案件と捉えられている可能性があるとして、工事所管部署から聞いている。北区としては、速やかな工事着手の必要性を認識しながらも、区内業者保護育成の観点から、区内業者の受注機会確</li> </ul>

<p>何らかの問題意識を抱いているか。</p>	<p>保にも配慮する必要があるが、業者の申し込みが少ない具体的理由の特定には至っておらず、非常に苦慮している。</p>
-------------------------	---

(3) 随意契約（特命随意契約）(3件)

- ⑤「基幹系基盤システム機器更改及び仮想化基盤構築業務委託（平成30年度移行設計、詳細設計及び運用設計部分）」
- ⑥「東京都北区放課後子ども総合プラン事業の業務委託（田端放課後子ども総合プラン）」
- ⑦「志茂三丁目9番地区防災街区整備事業推進業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・特命随意契約予定金額妥当性確認書について</p> <p>予定金額500万円（税込）を超える物品委託契約のうち、特命随意契約については、平成30年4月1日契約以降、「特命随意契約予定金額妥当性確認書」により金額の妥当性の確認を行っている」と事務局より説明があった。各確認項目について</p> <p>「当初、プロポーザルにより契約を行っている。」とあり、⑤では実施年度が平成19年度となっており、当時から相当期間が経過しているため、何らかの形で価格の検証が必要ではないのかと感じる。</p> <p>「他自治体に同種同規模の案件について調査し検討を行っている。」について、他の自治体も同じ業者が受注していた場合、価格検証となりうるか疑念があるので、改善を求める。</p> <p>「過去に契約した同種同規模の案件と比較検討を行っている。」について、具体的にいつどのような契約と比較検討を行っているのか明確でないと、契約管財課長が判断できないのではないか。</p> <p>「事業者の見積もりについて、重複業務や不要な作業の有無を精査してい</p>	<p>・「特命随意契約予定金額妥当性確認書」については、本年4月1日契約以降の予定金額500万円（税込）を超える物品委託契約のうち、特命随意契約について予定金額の妥当性の検証を実施する目的で、各主管課に提出を求めている。</p> <p>ご意見をいただいた各確認項目について、より具体的な説明を求めることについては、今後の研究課題とさせていただきます。</p>

る。」は、具体的に何を精査しているのか、別紙などで説明が必要ではないのか。

「事業者の見積もりについて、疑義が生じたものについて説明を求め検討している。」は、具体的に何に疑義を生じ、どのような説明を求めたか別紙で明確にしておくべきではないのか。

・⑥について

放課後子どもプランに移行し、学童クラブは廃止する方向ということか。

・⑦について

志茂三丁目9番地が選ばれた理由は何か。

・学童クラブについては、保護者が就労等のために留守になる家庭の児童に、遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的とした事業である。

一方、放課後子ども総合プランは、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を提供し、学童クラブの児童と一般の児童と一緒に自由遊びや集団遊び、体験活動や季節行事などを行っている。

従って、放課後子ども総合プラン事業は学童クラブを抱合した事業ということになっているので、学童クラブを廃止するものではない。

・志茂三丁目9番地区では、再建築できない木造住宅等の建物が多数老朽化したまま密集しており、地震による倒壊、火事による延焼等、防災上非常に危険性が高い状況となっており、本地区の課題解決を図る目的で選ばれたものである。

## 審議結果

- ・全体として、概ね適正に入札執行されていると認められる。
- ・希望制指名競争入札について、契約主管課での選定にあたっては、合理的・客観的に行い、競争性・透明性・公正性・区民への応答性等の確保に努めていただきたい。
- ・指名競争入札とする場合の指名業者について、区は、辞退しない業者を選定するべく工夫、検討をしていただきたい。
- ・「特命随意契約予定金額妥当性確認書」は、区として大きな前進といえるが、具体的な確認、検証内容について、誰が見てもわかる形を今後の検討課題としていただきたい。
- ・「特命随意契約予定金額妥当性確認書」について、内容に疑義があると契約主管課が認めた場合には、別紙による補足説明を担当主管課に求めることをお願いしたい。
- ・辞退理由について、残念ながらまだ入力していただけない事業者がいる。辞退理由を入力することにより辞退可能となるシステムの検討や、未入力事業者への追跡調査、入力することの重要性の啓発など、区は引き続き、辞退理由未入力をなくす努力を進めていただきたい。